

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月10日
【会社名】	D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社
【英訳名】	D.A.Consortium Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢嶋 弘毅
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 経営管理本部長 鈴木 誠 株式会社アイレップ 取締役CFO管理本部長 永井 敦
【最寄りの連絡場所】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 株式会社アイレップ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【電話番号】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 03-5449-6200（代表） 株式会社アイレップ 03-3596-8700（代表）
【事務連絡者氏名】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 経営管理本部長 鈴木 誠 株式会社アイレップ 取締役CFO管理本部長 永井 敦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	14,038,161,004円 （注）本訂正届出書提出日において未確定であるため、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下、「DAC」といいます。）および株式会社アイレップ（以下、「アイレップ」といいます。）の最近事業年度末日（DACは平成28年3月31日、アイレップは平成27年9月30日）における株主資本の額（簿価）を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年6月8日付で提出した有価証券届出書（平成28年6月17日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書、平成28年6月28日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書および平成28年7月7日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、平成28年8月10日付でD A Cおよびアイレップの四半期報告書が提出されたこと並びにD A Cおよびアイレップが平成28年8月1日付で当社の株式について株式会社東京証券取引所に新規上場申請を行ったことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

- 4 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠
(1) 株式移転比率

第三部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 2 生産、受注及び販売の状況
- 3 対処すべき課題
- 4 事業等のリスク
- 5 経営上の重要な契約等
- 6 研究開発活動
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
- 2 主要な設備の状況
- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
(1) 株式の総数等
発行済株式

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社が提出した書類
四半期報告書又は半期報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	71,372,480株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）における標準となる株式です。 なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4

- (注)1. 普通株式は、平成28年5月11日に開催されたD A Cおよびアイレップ（以下、総称して「両社」といいます。）の取締役会の決議（株式移転計画の作成）、D A Cにおいては平成28年6月27日に開催された定時株主総会、アイレップにおいては平成28年7月7日に開催された臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
2. D A Cの発行済株式総数53,442,300株（平成28年3月31日時点）およびアイレップの発行済株式総数27,780,000株（平成28年3月31日時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。ただし、両社は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し、または今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、D A Cが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式4,864,900株、アイレップが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式316,047株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。
3. 両社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。

(以下略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	71,372,480株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）における標準となる株式です。 なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注) 4

- (注) 1. 普通株式は、平成28年5月11日に開催されたD A Cおよびアイレップ（以下、総称して「両社」といいます。）の取締役会の決議（株式移転計画の作成）、D A Cにおいては平成28年6月27日に開催された定時株主総会、アイレップにおいては平成28年7月7日に開催された臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
2. D A Cの発行済株式総数53,442,300株（平成28年3月31日時点）およびアイレップの発行済株式総数27,780,000株（平成28年3月31日時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。ただし、両社は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し、または今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、D A Cが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式4,864,900株、アイレップが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式316,047株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。
3. 両社は、当社の普通株式について、平成28年8月1日付で株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行いました。

(以下略)

2【募集の方法】

（訂正前）

株式移転の方法によることとします。（注）1，2

- （注）1．普通株式は、当社が本株式移転に際して両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における両社の株主に、D A C 普通株式 1 株に対して 1 株、アイレップ普通株式 1 株に対して 0.83 株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日において未確定であります。両社の最近事業年度末日（D A C は平成 28 年 3 月 31 日、アイレップは平成 27 年 9 月 30 日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は 14,038,161,004 円であり、当該金額のうち 4,000,000,000 円が資本金に組み入れられます。
- 2．当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について、東京証券取引所へ上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第 201 条第 2 項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第 2 条第 73 号、第 208 条）により平成 28 年 10 月 3 日に東京証券取引所市場第二部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から 6 ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第 216 条第 1 項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

（訂正後）

株式移転の方法によることとします。（注）1，2

- （注）1．普通株式は、当社が本株式移転に際して両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における両社の株主に、D A C 普通株式 1 株に対して 1 株、アイレップ普通株式 1 株に対して 0.83 株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日において未確定であります。両社の最近事業年度末日（D A C は平成 28 年 3 月 31 日、アイレップは平成 27 年 9 月 30 日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は 14,038,161,004 円であり、当該金額のうち 4,000,000,000 円が資本金に組み入れられます。
- 2．当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について、東京証券取引所へ上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第 201 条第 2 項）を行いました。これに伴い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場（同規程第 2 条第 73 号、第 208 条）により平成 28 年 10 月 3 日に東京証券取引所市場第二部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から 6 ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第 216 条第 1 項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

- (1) 株式移転比率
(訂正前)

会社名	D A C	アイレップ
株式移転比率	1	0.83

- (注) 1 . 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

D A C の普通株式 1 株に対して当社の普通株式 1 株を、アイレップの普通株式 1 株に対して当社の普通株式 0.83株を割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上変更することがあります。

なお、当社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、D A C 又はアイレップの株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法234条その他関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

- (注) 2 . 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式：71,372,480株

上記はD A C の発行済株式総数53,442,300株（平成28年3月31日時点）及びアイレップの発行済株式総数27,780,000株（平成28年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、D A C 及びアイレップは、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、D A C が平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式4,864,900株、アイレップが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式316,047株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までにD A C 又はアイレップの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

- (注) 3 . 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転によりD A C 及びアイレップの株主の皆様には割り当てられる当社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、当社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、D A C の株式を100株以上、又はアイレップの株式を121株以上保有するなどして、本株式移転により当社の株式の単元株式数である100株以上の当社の株式の割当てを受けるD A C 又はアイレップの株主の皆様に対しては、引き続き当社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の当社の株式の割当てを受けるD A C 又はアイレップの株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株の数と合わせて1単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能です。

(訂正後)

会社名	D A C	アイレップ
株式移転比率	1	0.83

(注) 1. 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

D A Cの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、アイレップの普通株式1株に対して当社の普通株式0.83株を割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上変更することがあります。

なお、当社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、D A C又はアイレップの株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法234条その他関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注) 2. 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式：71,372,480株

上記はD A Cの発行済株式総数53,442,300株（平成28年3月31日時点）及びアイレップの発行済株式総数27,780,000株（平成28年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、D A C及びアイレップは、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、D A Cが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式4,864,900株、アイレップが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式316,047株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までにD A C又はアイレップの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(注) 3. 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転によりD A C及びアイレップの株主の皆様様に割り当てられる当社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行っており、当該申請が承認された場合、当社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、D A Cの株式を100株以上、又はアイレップの株式を121株以上保有するなどして、本株式移転により当社の株式の単元株式数である100株以上の当社の株式の割当てを受けるD A C又はアイレップの株主の皆様に対しては、引き続き当社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の当社の株式の割当てを受けるD A C又はアイレップの株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株の数と合わせて1単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能です。

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの業績等の概要については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）およびアイレップの四半期報告書（平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの業績等の概要については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成28年8月10日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出、平成28年5月13日提出および平成28年8月10日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの生産、受注及び販売の状況については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）およびアイレップの四半期報告書（平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの生産、受注及び販売の状況については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成28年8月10日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出、平成28年5月13日提出および平成28年8月10日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの対処すべき課題については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）およびアイレップの四半期報告書（平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの対処すべき課題については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成28年8月10日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出、平成28年5月13日提出および平成28年8月10日提出）をご参照下さい。

4【事業等のリスク】

（訂正前）

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本訂正届出書提出日（平成28年7月7日）現在において判断したものであります。

（以下略）

（訂正後）

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本訂正届出書提出日（平成28年8月10日）現在において判断したものであります。

（以下略）

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるDAC及びアイレップの経営上の重要な契約等については、各社の有価証券報告書（DACにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）およびアイレップの四半期報告書（平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるDAC及びアイレップの経営上の重要な契約等については、各社の有価証券報告書（DACにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（DACにおいては平成28年8月10日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出、平成28年5月13日提出および平成28年8月10日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるDAC及びアイレップの研究開発活動については、各社の有価証券報告書（DACにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）およびアイレップの四半期報告書（平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるDAC及びアイレップの研究開発活動については、各社の有価証券報告書（DACにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（DACにおいては平成28年8月10日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出、平成28年5月13日提出および平成28年8月10日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）およびアイレップの四半期報告書（平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成28年8月10日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出、平成28年5月13日提出および平成28年8月10日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの設備投資等の概要については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）およびアイレップの四半期報告書（平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの設備投資等の概要については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成28年8月10日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出、平成28年5月13日提出および平成28年8月10日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの主要な設備の状況については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）およびアイレップの四半期報告書（平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの主要な設備の状況については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成28年8月10日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出、平成28年5月13日提出および平成28年8月10日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの設備の新設、除却等の計画については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）およびアイレップの四半期報告書（平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるD A C及びアイレップの設備の新設、除却等の計画については、各社の有価証券報告書（D A Cにおいては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出）および四半期報告書（D A Cにおいては平成28年8月10日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出、平成28年5月13日提出および平成28年8月10日提出）をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	71,372,480株 (注1)	東京証券取引所 (市場第二部) (注2)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	71,372,480株	-	-

(注) 1 . D A C の発行済株式総数53,442,300株(平成28年3月31日時点)及びアイレップの発行済株式総数27,780,000株(平成28年3月31日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。ただし、両社は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、D A C が平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式4,864,900株、アイレップが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式316,047株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2 . 両社は、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	71,372,480株 (注1)	東京証券取引所 (市場第二部) (注2)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	71,372,480株	-	-

- (注) 1 . D A C の発行済株式総数53,442,300株(平成28年3月31日時点)及びアイレップの発行済株式総数27,780,000株(平成28年3月31日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。ただし、両社は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、D A C が平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式4,864,900株、アイレップが平成28年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式316,047株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 . 両社は、当社の普通株式について、東京証券取引所に平成28年8月1日に新規上場申請を行いました。

第5【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、各社の有価証券報告書(D A C においては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出)およびアイレップの四半期報告書(平成28年2月10日提出および平成28年5月13日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、各社の有価証券報告書(D A C においては平成28年6月28日提出、アイレップにおいては平成27年12月21日提出)および四半期報告書(D A C においては平成28年8月10日提出、アイレップにおいては平成28年2月10日提出、平成28年5月13日提出および平成28年8月10日提出)をご参照下さい。

第五部【組織再編成対象会社情報】**第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】****(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】****【四半期報告書又は半期報告書】****(訂正前)**

ア D A C

該当事項はありません。

イ アイレップ

() 事業年度 第19期 第1四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)
平成28年2月10日関東財務局長に提出。

() 事業年度 第19期 第2四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
平成28年5月13日関東財務局長に提出。

(訂正後)

ア D A C

() 事業年度 第20期 第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
平成28年8月10日関東財務局長に提出。

イ アイレップ

() 事業年度 第19期 第1四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)
平成28年2月10日関東財務局長に提出。

() 事業年度 第19期 第2四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
平成28年5月13日関東財務局長に提出。

() 事業年度 第19期 第3四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
平成28年8月10日関東財務局長に提出。